

事務連絡
令和3年12月28日
令和4年3月29日一部改正

都道府県
各保健所設置市衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

国際線航空機内における機内濃厚接触者の情報提供等について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

機内濃厚接触者の調査及び自治体への情報共有については、令和3年12月29日から、入国者健康確認センター（以下「センター」という。）が実施しており、入国者本人からの座席申告によりセンターが把握した座席情報を元に、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の趣旨を踏まえ、空港検疫における新型コロナウイルス検査陽性者（以下「検査陽性者」という。）と同一の航空機内において、検査陽性者の搭乗していた座席の前後2列を含む5列以内の座席に搭乗していた者並びに検査陽性者の家族及び同行者を「機内濃厚接触者」として、自治体へ情報共有を実施しております。

今般、当該「機内濃厚接触者」の取扱いについて、オミクロン株の国内外の感染状況を前提とした対応とすることとし、検査陽性者の同行家族のみ「機内濃厚接触者」として取り扱い、今後自治体に情報共有を行うこと等としましたので、ご留意の上ご対応をお願いします。加えて、今回の濃厚接触者の範囲見直しに伴う対応として、入国者がスマートフォンにインストールしている健康居所確認アプリ（MySOS）でのプッシュ通知により、全入国者に対し、改めて感染防止対策のお願いや体調異変時の報告の呼びかけを行いますので、ご承知置きください。

なお、本取扱いは、オミクロン株の現下の感染状況を前提としたものであり、

今後、世界的に新たな変異株が見つかり水際措置の強化が求められる場合には、陽性者の前後2列を含む5列以内の座席に搭乗していた者及び同行者も含めて機内濃厚接触者として特定する取扱いに直ちに戻すなど、機動的に対応いたしますので、その際は改めてご連絡いたします。

(主な改正箇所は太字下線)

記

1. 濃厚接触候補者情報の送付元、及びお問い合わせ窓口

(入国者健康確認センター) ※可能な限りメールでのご連絡をお願いします。

TEL : 03-4329-1129 (AM 9:00～PM 6:00)

Email : localgov@hco.mhlw.go.jp

2. 機内濃厚接触者に対する健康フォローアップ等

(1) 機内濃厚接触者の確認、連絡及び必要な対応

機内濃厚接触者の取扱いについて、オミクロン株の国内外の感染状況を前提とした対応とすることとし、検査陽性者の同行の家族のみ（以下「機内家族」という。）を機内濃厚接触者として取り扱うこととします（令和4年3月30日午前0時（日本時間）から適用。既に入国済の者で機内濃厚接触者として特定されている者についても同時刻から適用。）。

各保健所におかれでは、

- ① センターからの情報を踏まえて、各自治体における濃厚接触者に対する対応の実施（自宅等待機の要請及び検査の実施等。以下同じ。）をお願いします。
- ② 機内濃厚接触者に対するその他の健康フォローアップ（健康居所確認アプリ（MySOS）を通じた健康状態確認等。以下同じ。）はセンターで行います。当該者に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状を認めた場合、センターから管轄保健所に連絡いたします。連絡後は、症状の軽重によらず、検査の実施に向け、とりわけ積極的なご対応をお願いします。

(2) 検査陽性者に対して必要な対応

センターから検査陽性者に関する連絡があった場合には、各保健所より当該検査陽性者に連絡を行い、機内家族のヒアリングを行い（把握した時点で「機内濃厚接触者」となります。）、機内家族の「入国日、パスポート番号、生年月日」を以下WEBフォームによりお知らせください。

また、各自治体における濃厚接触者に対する対応の実施をお願いします。

WEB フォーム：<https://result.hco.mhlw.go.jp/hoken/>

(3) 機内濃厚接触者が検査により新型コロナウイルス感染症陽性と判明した場合のセンターへの連絡

機内濃厚接触者が、検査の結果、陽性であった場合はセンターまで「入国日、パスポート番号、生年月日」をお知らせください。連絡方法は(2)と同様です。この場合には、連絡後から、健康観察の実施主体は自治体のみとなり、センターによるフォローアップは終了します。

3. 入国者及び機内濃厚接触者の待機期間等に関すること

(1) 水際対策強化に係る新たな措置(27)に基づく入国者に対する取扱い

水際対策強化に係る新たな措置(27)（令和4年2月24日）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000901651.pdf>)に基づき、令和4年3月1日から、入国者については、

- ・7日間の自宅等待機を原則とした上で、
- ・「3日待機指定国」からの入国か否か(=入国日前14日以内に「3日待機指定国」に滞在歴があるか否か)、
- ・条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か、
によって、入国後の待機期間及び待機場所が以下のとおり変更されています。

(参考) 入国者一般に対する取扱い

	<u>有効なワクチン接種証明書の有無</u>	<u>入国後の待機期間</u>
<u>指定国・地域からの入国</u>	<u>無し</u>	<u>「3日間検疫施設待機(+施設検査陰性)」</u>
	<u>有り</u>	<u>「3日間自宅等待機+自主検査陰性」</u> <u>(検査を受けない場合は7日間待機)</u>
<u>非指定国・地域からの入国</u>	<u>無し</u>	
	<u>有り</u>	<u>「待機無し」</u>

※指定国・地域は、隨時、変更されています。具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

(外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」上の3 検疫の強化)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(厚生労働省 HP「検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(2) 機内濃厚接触者の待機期間

(1) の取扱いにかかわらず、機内濃厚接触者である機内家族の自宅等待機期間は一律に7日間としていたところですが、2(1)の機内濃厚接触者の範囲見直しに伴う対応として、自宅等待機期間を原則7日間としつつ、入国日を0日目として、4日目・5日目に抗原定性キットを用いた検査で陰性であり、その結果を入国者健康居所確認アプリ(MySOS)で

届け出た場合には、5日目から解除を可能とします。

ただし、その場合にあっても10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求ることとしています。

届出方法：<https://teachme.jp/111284/manuals/15506243/>

4. IHR 通報に関するこ

機内濃厚接触者が健康観察期間中に出国する場合、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）に基づき、渡航先国に情報提供を行います。以下の項目を聴取し、厚生労働省 IHR 国家連絡窓口までご連絡ください。

(聴取事項)

- 人定情報（氏名、生年月日、旅券番号、国籍）
- 渡航情報（渡航日時、渡航便名、到着地、乗り継ぎ情報）

(IHR 国家連絡窓口)

Email : ihr-ops@mhlw.go.jp

以上、健康フォローアップ等及び健康観察の実施に当たって、ご留意いただきますようお願いいたします。

以上

厚生労働省新型コロナウィルス感染症対策推進本部 国際班、保健班

入国後の待機期間中※1※2は、以下の事項を守っていただくようお願いします。

(感染拡大防止のために検疫法に基づきお願いするものです。)

※1 入国日の次の日を「1日目」として計算します。

※2 待機期間は原則7日間です。ワクチン接種証明書の所持や、入国後の自主検査で待機期間は変わります。

1. 宿泊場所又は自宅で待機し、他者との接触を行わないでください。
※検疫法第14条第1項第3号、第16条の2第1項及び第2項に基づく要請です。

2. 公共交通機関を使用しないでください。

(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機など)

※入国時の検査から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等を目的地として最短経路での移動に限り、公共交通機関の使用が可能です。

3. 厚生労働省が指定する入国者健康居所確認アプリをインストールし、入国後の待機期間中は、当該アプリを通じ連絡が来た場合にはスマートフォンのカメラをオンにして、応答してください。健康状態の報告をし、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行ってください。

※ 空港で提出いただいた誓約書に反する場合には、氏名等の公表の対象となり得ますので、
アプリからの連絡が2日以上ない場合や、スマートフォンを紛失・破損等した場合は、必ず、
入国者健康確認センター (<https://www.hco.mhlw.go.jp/>) にご連絡ください。

メールアドレス : followup@hco.mhlw.go.jp

4. 入国後に有症状となった場合、速やかに「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診してください。

5. 入国後に陽性となり、その発症日が待機期間内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに保健所等に提示するなど、感染症法第15条に基づく保健所等の積極的疫学調査に協力してください。

6. 上記事項に関連して、保健所等から指示や求めがあった場合には、応じてください。

7. 待機期間終了後も、入国後10日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認を行い、リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。

8. 感染を広げないために、下記の感染拡大防止対策を行ってください。

- ・マスクを着用し、他者に感染させないようご注意ください。
- ・手指消毒を徹底し、「手洗い」をこまめに行ってください。
- ・「3密（密閉・密集・密接）」を避けるようにしてください。

●待機期間経過後に、皆さまが日常生活を送る上での注意点についてはこちらをご参考ください。

★厚生労働省ウェブサイト

日常生活で気をつけることや、帰国後、せきや発熱などの症状があった場合の相談窓口「受診・相談センター」を紹介しています。



★内閣官房ウェブサイト

感染リスクが高まる「5つの場面」について紹介しています。



新型コロナウイルス感染症に関することでご不明な点がある方は、相談窓口までご連絡ください。

▶ 厚生労働省電話相談窓口：0120-565653 (通話無料、9:00~21:00)